

中間連結貸借対照表

平成12年9月30日現在

株式会社 みずほホールディングス

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	5,842,405	預 金	66,677,573
コールローン及び買入手形	2,679,129	譲 渡 性 預 金	11,822,997
買 入 金 銭 債 権	569,829	債 券	19,079,324
特 定 取 引 資 産	8,882,131	コールマネー及び売渡手形	9,982,862
金 銭 の 信 託	460,975	コマーシャル・ペーパー	989,388
有 価 証 券	24,226,127	特 定 取 引 負 債	3,480,647
貸 出 金	90,948,109	借 用 金	4,149,729
外 国 為 替	877,526	外 国 為 替	191,663
そ の 他 資 産	9,484,869	社 債	3,904,895
動 産 不 動 産	1,775,449	転 換 社 債	7,046
債 券 繰 延 資 産	8,883	信 託 勘 定 借	1,682,742
繰 延 税 金 資 産	1,727,808	そ の 他 負 債	16,098,129
連 結 調 整 勘 定	120,744	退 職 給 付 引 当 金	166,522
支 払 承 諾 見 返	4,975,762	債 権 売 却 損 失 引 当 金	252,061
貸 倒 引 当 金	1,610,674	特 定 債 務 者 支 援 引 当 金	221,977
投 資 損 失 引 当 金	9,286	信 託 契 約 為 替 評 価 引 当 金	36,393
		偶 発 損 失 引 当 金	14,214
		特 別 法 上 の 引 当 金	640
		繰 延 税 金 負 債	10,453
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	352,057
		支 払 承 諾	4,975,762
		負 債 の 部 合 計	144,097,086
		(少 数 株 主 持 分)	
		少 数 株 主 持 分	693,013
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	2,572,000
		資 本 準 備 金	2,203,747
		再 評 価 差 額 金	562,200
		連 結 剰 余 金	1,036,778
		為 替 換 算 調 整 勘 定	200,918
		計	6,173,808
		子 会 社 の 所 有 する 親 会 社 株 式	4,116
		資 本 の 部 合 計	6,169,692
資 産 の 部 合 計	150,959,791	負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計	150,959,791

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

- 3．有価証券（その他有価証券）の評価は、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- 4．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、主として時価法により行っております。
- 5．デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
- 6．動産不動産の減価償却は、主として次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。
- 建 物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。
 - 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。
 - そ の 他 税法の定める方法による。
- 7．自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
- 8．債券繰延資産は、次のとおり償却しております。
- (1) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。
 - (2) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- 9．国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

- 10．主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,096,781百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認め

額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異（353,159百万円）については、退職給付信託の設定により144,166百万円を一時費用処理するとともに、残額については主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
13. 債権売却損失引当金は、(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
14. 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
15. 信託契約為替評価引当金は、貸付信託（有価証券専用ファンド）において保有する有価証券に係る為替含み損相当額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
16. 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
17. 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
18. 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社においては、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っております。
19. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
20. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金	92百万円
金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。	
証券取引責任準備金	548百万円
証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。	
21. 当社の取締役及び監査役に対する金銭債権総額 55百万円
22. 動産不動産の減価償却累計額 818,649百万円
23. 動産不動産の圧縮記帳額 159,585百万円

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は586,854百万円、延滞債権額は2,171,974百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は188,147百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,591,637百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,538,612百万円であります。

なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1,203,089百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	990百万円
特定取引資産	688,147百万円
有価証券	2,481,369百万円
貸出金	3,020,857百万円
動産不動産	15,919百万円
その他資産	143,979百万円

担保資産に対応する債務

預金	249,580百万円
コールマネー及び売渡手形	4,387,747百万円
特定取引負債	5,712百万円
借入金	131,268百万円
その他負債	32,906百万円

上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として10,058百万円、証拠金等として31百万円、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金148,824百万円、特定取引資産18,874百万円、有価証券3,318,480百万円、貸出金438,965百万円、その他資産149,093百万円を差し入れております。

また、非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

なお、動産不動産のうち保証金権利金は183,041百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は34,217百万円、債券借入取引担保金は2,205,977百万円であります。

30. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,487,473百万円、繰延ヘッジ利益の総額は929,441百万円であります。

31. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出

なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,526,479百万円が含まれております。

33. 社債には、劣後特約付社債3,050,404百万円が含まれております。

34. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託671,582百万円、貸付信託2,719,157百万円であります。

35. 1株当たりの純資産額 441,572円25銭

36. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計2,763,473百万円含まれております。